

拓く会通信

第 15 号

平成 20 年 3 月 20 日

時代を拓く税理士の会

発行者 会長 金子秀夫

編集者 広報部長 中川常彦

事務局 Tel 03(3572)1441 Fax 03(3572)1445

東京都港区東新橋一丁目一三 高村税理士事務所内

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

拓く会新規入会者着々増加

認定研修団体の指定を目指して

昨年十月から始まった「拓く会」のキャンペーン、〇〇〇名増強運動は、拓く会役員が先頭に立って行われています。まだキャンペーンのスタート時期ですが、すでに一〇〇名を超える新入会員をお迎えしております。これからは拓く会会員ひとり一人が周りの方々に呼びかけて、目標達成に全力を傾注して参りましょう。

拓く会を会則研修の主催団体に

現在、税理士が努力すべき三十六時間の会則研修受講をより容易にするために、東京会では、研修細則を改正して、税理士が五〇人以上加入している任意団体で年間三回以上の認定研修を行った実績のある団体については、申請により会則研修の認定団体に指定することを決定しました。

拓く会はすでに二、〇〇〇人に近い会員を擁しておりますし、毎年数多くの研修会を開催しております。今回の研修細則の改正は拓く会にとっては大変好ま

い改正ですので、新年度ではぜひとも三回以上の研修会を開催して認定研修団体の指定を受け、研修主催団体となりましょう。皆様の研修会へのご参加をお願い申し上げます。

日税連部会で連携を強化

今年から動き出した日税連部会では、日税連に対する東京会出身役員の活動をサポートし、統一した方針で連携プレーができるよう、拓く会所属の役員の方々に参加して頂いております。

当面は、日税連役員選任規則の見直しや、税務支援事業の抜本的対応策の検討など、緊急のテーマが沢山ありますので予算措置も考えて参ります。

ゴルフ大会など厚生事業を拡充

これまで六回のゴルフ大会を開催しましたが、毎回参加者が増えて、一大イベントとなっております。これを一層充実させて、厚生活動の柱となって頂きます。

資産税研修会盛大に開催 岩下忠吾先生を講師に

去る二月二日、東京税理士会館二階ホールにおいて、岩下忠吾税理士(拓く会会員)による研修会が開催された。テーマが、「確定申告における資産税関係の留意点」とタイムリーであったこと、講師がいつも好評の岩下先生であったことと、東京会の認定研修に該当したことなどから、会場いっばいに聴講者が集り、大変盛大であった。

開会に際して挨拶に立った金子秀夫拓く会会長からは、今後も岩下先生には拓く会の「座付役者」として、研修会にご協力頂きたいとの願いが出され、会場から盛んな拍手が起きた。



熱演される講師の
岩下忠吾先生



拓く会認定研修に会場いっぱい集った受講者の皆様

なお、テニスや囲碁などの同好者が多いことから、新しい同好会やブロック対抗戦などの企画も検討中です。何ごとも参加することに意義あり、皆

様のご参加で組織の活性化が計られると確信致します。拓く会が三千人の会員となつて、東京税理士会発展の起爆剤の役割を果たしましょう。

東京会役員選挙規則の改正案の検討すすむ 拓く会としても多大の関心

山川執行部では、東京税理士会の会長副会長選挙の投票率が近年低下傾向にあることから、選挙権の行使をしやすくするための選挙規則改正を検討中と聞く。

すでに検討案策定のためのPTが結成され、数次の検討会を経て、改正骨子がまとめられているようである。その主な要点は、①選挙の時期を三月以上早める、②支部での本人投票から郵便投票への変更、③選挙運動を選挙公報に限定するなど、規制を行う、④その他投票率向上のための規定の変更、などのようである。

このPTの検討経過は東京会顧問、相談役、理事、支部長に報告され、一月末日までに意見聴取が行われている。

東京会役員選挙規則改正は、われわれ拓く会会員としても関心の高い重要問題である。そこで東京会の全域から九名の方に個人的意見を述べて頂き、皆様の議論の参考に供することとした。紙面の都合で、要旨のみの記載となったことをお許し賜わりたい。



榎本 滋
(神田支部)

一、郵便投票は公平な選挙にならない
東京には大規模税理士法人が多く、郵送の場合には、その責任者が、票を取り

まとめて投票する方法が考えられ、そのような場合には、投票率は向上するでしょうが、真の有権者の意見が反映されないこととなります。

また、他会では郵送が多いと聞きますが、東京会とは交通事情のハンデがありますので当然です。東京会ではその必要がなく、直接投票を継続すべきです。

二、投票率向上は別の方法で

投票日数、投票時間等を延長すること等大変かと思いますが、投票率を向上させるこれらの方法を、考えるべきです。



石井 末男
(蒲田支部)

一、選挙の時期は早めよう

前年中に選挙を済ませて、新執行部の自前の事業計画を新年度からスタートさせてもらいたい。

二、郵便投票には絶対反対です

必ず票の取りまとめ等が起きるのが見え見えます。

三、投票率を上げる努力が大切

支部の選挙立会人をやりましたが、若い税理の投票が圧倒的に少ない。支部における夜間投票、不在者投票などの拡充を考える必要があります。



岩川作不図
(荻窪支部)

「役員選挙制度の見直しに関する検討経過報告(PT)」を読んで支部の選挙制度について検討見送りを知りました。

東京会の役員選挙の投票率は、PTでの結論づけた方法で確かに向上すると思います。しかし、今回の結論では、東京会の内部組織である支部をあらゆる意味で排除することになります。東京会の役員及び役員立候補者は、支部との繋がりが切れる分だけ、支部活動に対しての意識の低下をもたらすのではないかと危惧致します。支部の選挙制度について検討見送りの表れではないでしょうか。

東京会の足腰の強い組織である支部における自主的活動が失われていくことは、東京会の活動を弱めるのではないかと心配しています。



金子 勝治
(上野支部)

一、選挙の時期

税理士事務所の実態からみて、確定申告期は避けるべきです。確定申告終了後に少し時期を早めてみるのも一案です。

二、投票所方式が民意を反映

選挙の方法を郵便投票とすることは反対です。目先の投票率向上のみに先走って得るものは何も無い。本来、役員等が努力して魅力ある税理士会を作り、会員



高柳 幸雄
(上野支部)

が参加するよう仕向けることが大切です。投票所で投票することが何より重要であり、民意の反映に直結する行為です。

一、選挙の時期は四月でも止むなし

問題は選挙期間が長すぎること。国会議員選挙でも十五日間ですから、四月上旬には終わらせることです。

二、あくまでも投票場方式がベター

選挙は本人が直接投票所で行うもの。投票率を上げる方策として、投票時間を六時頃まで延長する必要があります。

三、選挙管理委員会の権限を強化

選挙委員が形式的な存在ではダメ。権限を強化し、選挙管理委員会の働き掛けで投票率向上と公正選挙が可能となる。電子投票は時期尚早。役員任期を三年に延ばすことも一案です。



田川 修二
(世田谷支部)

一、選挙の時期

現在の投票時期は早める必要がある。一月に新役員を決め、新年度事業計画を立てる方式には賛成である。

二、郵便投票は採用すべきでない

北海道会や四国会など遠方にいる郡部の会員の権利行使、また集計のための場所や時間を考慮して郵便投票が採用されることは理解できる。しかし、地域

が狭く交通至便の東京会ではその必要はない。
 三、投票率向上には、まず会員の関心を高めること
 そのために各支部に「選挙推進委員会」（仮称）などを設け、直接会員に働きかけたり、休日投票、投票時間の延長などを講じることが先決です。



内山 良子
 (豊島支部)

一、選挙の時期

投票日を二月中旬となるよう変更する。

二、郵便投票には反対

大規模税理士法人が多い東京では、代表社員などによる票の取りまとめが容易に行われること、また、本人になりすました投票を排除できないことなど、郵便投票は公正な選挙を行う上で問題が多い。

三、投票率向上のための手段

休日投票、時間外投票、また、総会委任状のような支部や本会の呼びかけキャンペーンなどの手段を講ずるべきです。

四、将来的には電子証明書も活用

費用対効果を考えなければならぬが、会員のための公正な選挙を実施する上で電子証明書は将来的課題になると思う。



足達 信一
 (葛飾支部)

一、選挙の時期

現状の四月は妥当では無いと考える。税理士会の会務運営は、支部を含めて「就任即実行」が理想でしょう。そのため新任役員自らが参画した「事業計画、予算」を新年度から執行できるように、選挙期間を早める。具体的には一月中旬から二月中旬の確定申告期間前に行わない、四月一日就任が妥当と思う。

二、郵便投票は尚早

低投票率解消のため郵便投票をとの意見もあるが、次の理由から熟慮が必要

①投票率の低い事が、即、会員の意向が反映されないとの結論には結びつかない。現在の会員の価値観の反映でもある。

②投票率アップの本質的方策は、無関心層を無くす施策に重点を置くべきで郵便投票、電子投票は二次的要素である。

三、投票率向上のための施策

選挙における会員負担の軽減策を探ることは不可決で、その為にはまず、投票日、投票時間を再検討、不在者投票の場所を全支部にも拡大などの施策が必要。その上で、選挙に対する関心を、特に若い世代で高めるよう、本会、支部を挙げて啓蒙活動を行う地道な努力が必要です。



吉田 友彦
 (東村山支部)

一、選挙の時期

現在の選挙時期では遅すぎるので、少なくとも二月の第一週までには終了させるのが良いと考える。

二、選挙の方法

現状の支部投票所での直接投票方式を可とします。将来、電子証明書の取得が一〇〇%となった場合、電子投票を視野に置いて良いものではないか。この方法だと安い費用でセキュリティも完全に守ることが出来ると思っています。

土地・建物譲渡所得の損益通算
 遡及の適否で異なる司法判断
 税理士業界として一層の関心を

平成十六年四月一日に改正された措置法が、土地・建物の譲渡所得の損益通算廃止について、同年一月一日に遡って適用することとした為、広く国民の批判を浴びたことは、未だ記憶に新しい。

これについて、最近注目すべき二つの異なる地裁判決が出された。

まず東京地裁では、「行政法規を公布前に終結した過去の事実に適用することは国民の予測を裏切り、法的安定性を害するもの」と断しながら、「合理的な必要性が認められるときは、租税法主義に反しない」とし、損益通算廃止を「早急に実施する必要性があった」ので、合理的必要性が存在し、合憲としている(平成二十年二月十四日判決)。

一方、一月二十九日の福岡地裁判決では、「本件改正で遡及適用を行う必要性・合理性は一定程度認められはするものの、損益通算を廃止するかどうかは、生活の基本である住宅の取得に関わるものであり、不利益を被る国民の経済的損失は多額に上る場合も少なくないこと、平成十五年十二月三十一日時点において、国民に対し本件改正が周知されているといえる状況ではなかったことなどを総合すると、本

件改正の遡及適用が、国民に対してその経済生活の法的安定性又は予見不能性を害しないものであるという「ことはできず」と判示し、遡及適用が違憲であるとして納税者勝訴を下している(引用は要旨)。

いずれの判決においても、国民の権利利益を侵害する租税法規は原則として不遡及であることは認めている。また、原則は絶対的なものでなく、遡及適用の必要性、合理性、国民への周知の程度などを総合勘案して判断すべきであるとする点では共通している。問題は、本件がその例外として認められるか否かであろう。

そこで再度思い出しておきたい。平成十五年十二月十五日の政府税制調査会の「平成十六年度税制改正に関する答申」には、土地・建物の譲渡所得の損益通算廃止は記載されていない。国民の大多数は政府税調が盛り込んでいない不利益遡及を知るよしも無かったのである。

財政当局には、損益通算が出来なくなれば駆け込み譲渡が発生し税収確保にマインナスだとする思惑があり、これが不当な遡及立法に走らせたとするれば、司法にはそれを改めさせる責任があるのではあるまいか。

拓く会恒例忘年会

新築の税理士会館で開催

旧臘十三日、竣工直後の東京税理士会館において、「拓く会」の忘年会が盛大に行われました。当日は「拓く会」会員多数参加の下で、山川東京会会長、五名の副会長、全常務理事など執行部の方々や関連団体、友好団体の代表の皆様など、多数のご参加を頂きました。

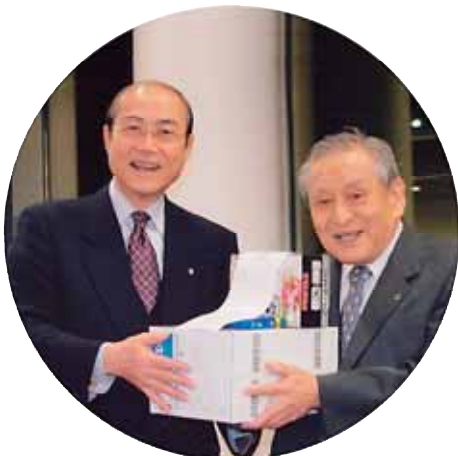
東京税理士会館のホールをパーティで使用するのは「拓く会」が初めてであるとのことで、大変記念すべき忘年会となりました。今号ではその模様を、写真スナップでお伝え致します。



平山「拓く会」前会長の音頭で
高らかに乾盃のグラスを掲げる



世田谷支部の皆様の進行で忘年会は
佳境へ



金子会長から福引一等賞を受ける中田美代司会員



山本守之日本税務会計学会前会長から
激励のご挨拶

入会案内

『拓く会』では新たな会員を募集しています。またご紹介もお願いします。

- ・『拓く会』の年会費は3,000円です。
- ・郵便振替口座 口座番号 00130-0-648373
口座名義 時代を拓く税理士の会
- ・普通預金口座 三井住友銀行 新橋支店
口座番号 2008373

「口座名義」上記と同じ税理登録番号記入のこと
(下記の入会申込書を御記入のうえ

Fax 03-3572-1445にて
高村総務部長宛までお願いします。)

「時代を拓く税理士の会」入会申込書

平成20年 月 日

事務所所在地 _____

支部名 _____

氏名 _____

電話 (必須) _____
FAX _____

E-mail _____

「拓く会」の動き

平成十九年十二月十三日
「平成十九年忘年会」を開催
東京税理士会館において(上記)
平成十九年十二月二十日
「第五回常任役員会」を開催
東京税理士会館において



特賞米俵を引き当てた神津会員
と山川東京会会長

- ・会員拡大の件
- ・各部の活動状況について

平成二十年一月二十一日
「第六回常任役員会」を開催

- ・入会案内の新セット作成の件
- ・新会員入会状況、会費納入状況
- ・認定研修(二月二日)開催の件
- ・日税連部会開催の件

平成二十年二月二日
「認定研修会」を開催
(一頁参照)

平成二十年二月十四日
「第一回日税連部会」を開催
東京税理士会館において

- ・山川東京会会長以下執行部と拓く会役員、約四十名で意見交換

拓く会ホームページ <http://hirakukai.com>